


# 生活のきまり

項目	小学生	中学生	高校生
外出 外泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出する場合は、保護者に外出先、帰宅時間、同行者を告げること</li> <li>いつ、どこで、どのような場面かを考え、華美でなく節度ある服装と行動を心掛けること</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出時間以外は保護者または保護者が認めた大人と行くこと</li> <li>友人間の外泊は双方の保護者の責任において判断すること</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>午後10時までに帰宅すること</li> <li>※学校によりきまりの違いがあります</li> <li>身分の分かるものを携帯すること</li> <li>友人宅への無断外泊はしないこと</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏（5月～10月）は午後6時、冬（11月～4月）は午後5時までに帰宅すること</li> <li>※午後5時以降でも開館している施設はありますが、暗くならないうちに帰宅すること</li> <li>町外へ行くときは、保護者または保護者が認めた大人と行くこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏は午後7時、冬は午後6時までに帰宅すること</li> <li>身分の分かるものを携帯すること</li> </ul> 	
映画 催し物	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の許可を得ること</li> <li>会場でのマナーを守り、他人に迷惑をかけないこと</li> </ul>		
遊技場 カラオケ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲームセンター、カラオケなどは、保護者または保護者が認めた大人と行くこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボウリングは保護者の許可を得ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カラオケ、ボウリングなどは、外出時間と規則を守る</li> </ul>
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>主としてお酒を出す店やパチンコ、麻雀店への出入りはしないこと</li> <li>保護者の許可を得ること</li> </ul>		
旅行 海水浴 川遊びなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者または保護者が認めた大人と行くこと</li> <li>その地域、施設のきまりに従い、マナーを守ること</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の承諾を得て学校に届け出ること</li> </ul>
アルバイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルバイトはできません</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の承諾を得て学校に届け出をし、許可を得ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職種、就労時間は学校の規則に従うこと</li> </ul>
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通のきまりを守ること</li> <li>自転車は交通規則に従い、安全な乗り方をすること</li> </ul>		

## みんなで育てる新十津川っ子

心のかようあいさつをしよう  
ゴミのない美しい町にしよう  
子どもたちを守り育てよう

子ども会や地域の活動には積極的に参加しましょう！

安全で楽しい生活をおくるための

# 生活のきまり



子どもが安全で健やかに成長することを願う、生活のきまりです。保護者の方は、子どもに生活のきまりを説明して、しっかり理解させてください。

### 小学生・中学生・高校生の皆さんへ

4月になり、進学などで新しい生活が始まります。進学や進級のタイミングは、新しいことにチャレンジする絶好の機会です。夜更かしなどで生活のリズムを崩すことなく、健康で有意義な時間を過ごしてください。

そのためにも、この「生活のきまり」をよく読んで、友だちとの交流を豊かにしつつ、事故のない安全で楽しい生活を送りましょう。

### 保護者の皆さんへ

子どもは、ほめられることで伸びていきます。子どもの行動によく目を向け、生活を見守ることで子どもの良さや変化を見逃さず、コミュニケーションを深めましょう。

### 地域の皆さんへ

子どもは「地域の宝」です。あいさつから始まる「地域コミュニケーション」を大事にしながら、子どもたちを見守り、地域の安全・安心をつくりましょう。

## 小学生・中学生・高校生の共通のきまり

項目	きまり
魚釣り・サイクリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の許可を得て2人以上で行くこと</li> <li>特に安全面については、保護者と十分に話し合うこと</li> </ul>
スキー・スケート・水泳	<ul style="list-style-type: none"> <li>（小学4年生以上）保護者の許可を得て2人以上で行くこと</li> <li>（小学3年生以下）保護者または保護者が認めた大人と行くこと</li> </ul>
花火	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者または保護者が認めた大人と一緒に遊ぶこと</li> <li>危険な場所や人ごみではしないこと</li> <li>危険な行為はしないこと</li> <li>後始末は特に注意を払うこと（水の入ったバケツなどを用意）</li> </ul>
携帯電話・インターネットに接続できる機器など	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話やパソコンには、フィルタリングを設定し、利用していい時間や場所、使い方など、家庭でのルールを決めて使用すること</li> <li>見知らぬ人からの電話やメールには応じないこと</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共物は大切に扱うこと</li> <li>お金の「貸し、借り」「おごりあい」はしないこと</li> <li>危険物（ナイフなど）は持ち歩かないこと</li> <li>登下校中の寄り道や買い食いはしないこと</li> <li>暗がりや人通りの少ないところの一人歩きはしないこと</li> <li>見知らぬ車や知らない人の誘いには、絶対に乗らないこと</li> </ul>

■問合せ：教育委員会社会教育グループ ☎76-4233

# 平成30年度は固定資産税の評価替えです

## 固定資産税とは？

固定資産税とは、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産（これらをまとめて**固定資産**といいます）の所有者が、市町村に固定資産の価値に応じて納める税金です。

新十津川町の税収入の約45%を固定資産税が占めており、町の重要な財源となっています。

## 評価替えとは？

評価替えは、地方税法の規定により、土地と家屋の固定資産の評価額を**3年ごと**に見直すことです。**平成30年度は評価替えの年**です。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた基準（固定資産評価基準）に基づいて評価を行い、町長がその価格（評価額）を決定し、課税標準額とします。

なお、土地については評価額から住宅用地に対する特例などの調整措置を講じた上で課税標準額を決定します。

税額＝課税標準額×税率（1.4%）

## 今回の結果は？

今回の評価替えで、ほとんどの地価は下落し、平成27年度の評価替えと比べて宅地の価格は平均で約9%下落しました。

家屋については、前回の評価替えから建築資材価格の高騰などにより、再建築価格は平均5～6%の上昇となりました。

## 土地の税負担は？

今回の評価替えで価格は下落したものの、一部の土地で価格より課税標準額が低い状態にあります。

税負担を公平にするため、平成6年度の評価替えから、前年度の課税標準額が当該年度の価格のどの水準にあるかに応じて、水準の高い土地はその税負担を抑制し、水準の低い土地は引き上げる調整措置を講じています。

このため、本来あるべき税額より低く抑えられている土地は、税額を毎年少しずつ上昇させて、本来あるべき税額に近づけている途中という

こととなりますので、評価額が下がっても、税額が上がるといった現象が起こります。

## 家屋の税負担は？

既存の家屋の評価額は、3年に1度の評価替えの年度に、評価基準によって計算した再建築価格を基準に評価します。また、それ以外の年度は据え置きとなります。

今回、再建築費評点補正率が資材物価の変動などにより、木造家屋は1.06から1.05、非木造家屋は1.05から1.06とされました。標準的な既存家屋では、経過年数に応じた減点補正率などの計算により、評価額は若干引き下げとなりますが、家屋はある経過年数を過ぎると減価が止まるため、建築から経過年数が長い家屋や、今回の評価替えにより計算した評価額が前年を上回る家屋は、前回評価額と変わらないこともあります。

▼家屋評価額の算定方法

評 点 数			評点1点当たりの価額		
再建築費評点数			1円		
新增分 標準評点数 × 補正係数 × 計算単位の数値	×	損耗の状況による 減点補正率 ・経年減点補正率 (原則として使用) ・損耗減点補正率 (特別な場合のみ)	×	物価水準 による 補正率 ・木造家屋 新十津川町 0.90 ・非木造家屋 全国一律 1.00	管理設計費 などによる 補正率 ・木造家屋 全国一律 1.05 ・非木造家屋 全国一律 1.10
在来分 前評価基準 による 再建築費 評点数					